## 「岐阜県消費者施策推進指針2025 (素案)」に対する意見

住	所	ま	た	は	所	在	地	〒509-0197 岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
氏							名	全岐阜県生活協同組合連合会
(団	(団体、企業の方はその名称及び氏名)						名)	会長理事 根崎周一
			電	話	i	番	号	058-370-6867
連	絡	先	F		A		X	058-370-6860
			メ	ール	ア	ドレ	ノス	Ksatou3719@gmail.com
							意	見

【施策 11】「岐阜県版 消費者安全確保地域協議会」の構築について

岐阜県の消費者行政は、消費者被害の防止や救済、消費者教育の推進において、特に、高齢者や若年者を対象とした消費者教育や相談体制の強化が進められ成果を生んでいます。一方で、デジタル化の進展に伴う新たな消費者トラブルや、高齢化社会における悪質商法の複雑化・高度化、成年年齢引き下げによる若者の被害リスクの増大など、新たな社会課題も浮上しています。今後は、地域社会全体での見守り体制の強化や、デジタルリテラシー向上のための教育が求められると考えます。

そのためにも、喫緊課題である自治体における消費生活相談窓口機能の充実・強化とあわせ、地域で見守りネットワークを構築し、地域社会全体で高齢者や立場の弱い人を見守り、消費者被害から守るネットワーク体制の整備が急務であると考えます。

その意味では、本推進指針(案)の【施策 11】で新規事業として提案されている、「岐阜県版 消費生活安全確保地域協議会」構築は画期的な取り組みとして期待できます。私たち全岐阜県生協連と消費者ネットワーク岐阜が共同で毎年実施している「岐阜県消費者行政アンケート」の中では、設問の一つとして各自治体の協議会設置の方向性や、協議会設置の効果について調査を行っています。回答内容からは、特に規模の小さな自治体では、既存の会議体の中に協議会で目指す機能を持たせ、限られた人員体制や財源の中で地域の見守りネットワークを構築するよう努力している事例が多々あります。また、既に協議会を設置している自治体には「消費者被害の認識向上」「情報提供・交流の推進」「連携した取り組みの推進」を調査しており毎年の回答の推移に着目しています。

このような状況のもと、各市町村の実情を理解した上で、新たに県の枠組みとして

も、様々な機関や団体が連携を強め、消費者被害の未然防止に取り組む体制を構築し、
その効果が市町村にも波及すれば、県と市町村の連携や、市町村間での連携にも発展し
ていくものと期待が膨らみます。以上のことから、岐阜県版協議会の設置が県全体の見
守りネットワークの起爆剤の役割を果たしていけるよう、関係者の積極的な参加を期待
します。